登録できる方は「いの町に住民登録されている方」です。

(ただし、15歳未満の方、意思能力を有しない方は登録できません。成年被後見人の方は印鑑登録の意思確認をしますので、成年後見人 の方と窓口にお越しください。成年後見人の方は、成年後見人登記事項証明書の原本をご提示ください。)

## 印鑑登録の流れ

印鑑登録の手続きのために、窓口に来るのはどなたですか?

①本人

②代理人



免許証やパスポート等の官公署発行の顔写真つきの本人確認書類をお 持ちですか?

1

①持っている ②持っていない



次のものをご持参ください。 即日登録できます。

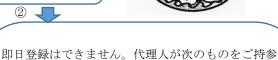
- ●免許証等の官公署発行の顔 写真つきの本人確認書類
- ●登録する印鑑



いの町で印鑑登録している方 を「保証人」とすることがで きますか。

①できる ②できない





- ください。
- ●代理人の本人確認書類

●代理権授与通知書(委任状)

免許証等の官公署発行の顔写真つきのもの1点または顔写 真なしのもの2点(「氏名+住所」または「氏名+生年月日」が 記載されているもの)

- ●登録する印鑑
- ●代理人の印鑑(認印可)(証亡失届、廃止届をする場合) ※申請後、本人宛に「照会書・回答書・代理人選任 届」を送付します。



保証人に、印鑑登録申請書の 保証人欄に記入いただき実印 を押印してもらってくださ い。本人が次のものをご持参 ください。

●顔写真なしの本人確認書類 2点

(「氏名+住所」または「氏名+生年 月日」が記載されているもの)

- ●登録する印鑑
- ●保証人欄記載済みの印鑑登 録申請書

※保証人が実印と登録証を持って、 本人と来庁しても構いません。



即日登録はできません。本人が次のものを ご持参ください。

- ●顔写真なしの本人確認書類2点 (「氏名+住所」または「氏名+生年月日」が記載され ているもの)
- ●登録する印鑑

※申請後、本人宛に「照会書・回答書」を 送付します。



照会書・回答書が届いたら、「回答書」に本人が 必要事項を記載してください。本人が次のもの をご持参ください。

- ●顔写真なしの本人確認書類2点 (「氏名+住所」または「氏名+生年月日」が記載さ れているもの)
- ●登録する印鑑 ●「照会書・回答書」 ☆本人が来られない場合は、「代理人選任届」(回 答書についています)に記入し、代理人に、登録す る本人の本人確認書類と、登録する印鑑、「回答 書・代理人選任届」を預けてください。代理人の本人 確認書類、印鑑もご持参ください。

照会書・回答書が届いたら、 「回答書」に本人が必要事項 を記載してください。代理人 が次のものをご持参くださ

- ●「照会書・回答書・代理人選 任届」
- ●登録する印鑑
- ●本人の本人確認書類(※)
- ●代理人の本人確認書類(※)
- ●代理人の印鑑(認印可)

(※)免許証等の官公署発行の顔 写真つきのもの1点または顔写真 なしのもの2点(「氏名+住所」また は「氏名+生年月日」が記載されて いるもの)

☆本人が来ることができる場合 は、「照会書・回答書」と、登録 する印鑑と、本人確認書類をお 持ちください。



印鑑が登録され、**印鑑登録証**が 交付されます。この登録証は、 印鑑登録証明書を交付申請する ときに必ず必要です。